

ハローワークからのお知らせ

1 令和6年3月新規大学等卒業予定者に関する求人の申込について

○ 令和6年3月に大学・短大・高専・専修学校等の卒業予定者に対する求人申し込みが、令和5年2月1日から開始しました。栗原市外へ進学した学生に対し市内で就職する機会を広げるため是非、新規大卒者等求人の申し込みをご検討ください。詳細は2ページをご覧ください。

2 企業の人材確保・定着に役立つユースエール認定制度について

○ 若者の採用・育成に積極的で、雇用管理に関する優良な事業所を認定する制度です。ワークライフバランスも大切を考える若者が増えるなか、若者の雇用管理状況など優良な事業所の情報発信を後押しさせていただくことで若者の地元就職促進と企業の皆様の求める人材の円滑な採用を支援することを目的としています。認定された事業所については、当所で管内の高校生等に対するPRを行う他、各種イベント（高校生を対象とした事業所説明等）へ優先して参加頂くことが可能となります。詳細は3ページをご覧ください。

1又は2についてのお問い合わせは、当所学卒担当（TEL 22-2531）あてに願います。

労働市場の動き(12月内容)

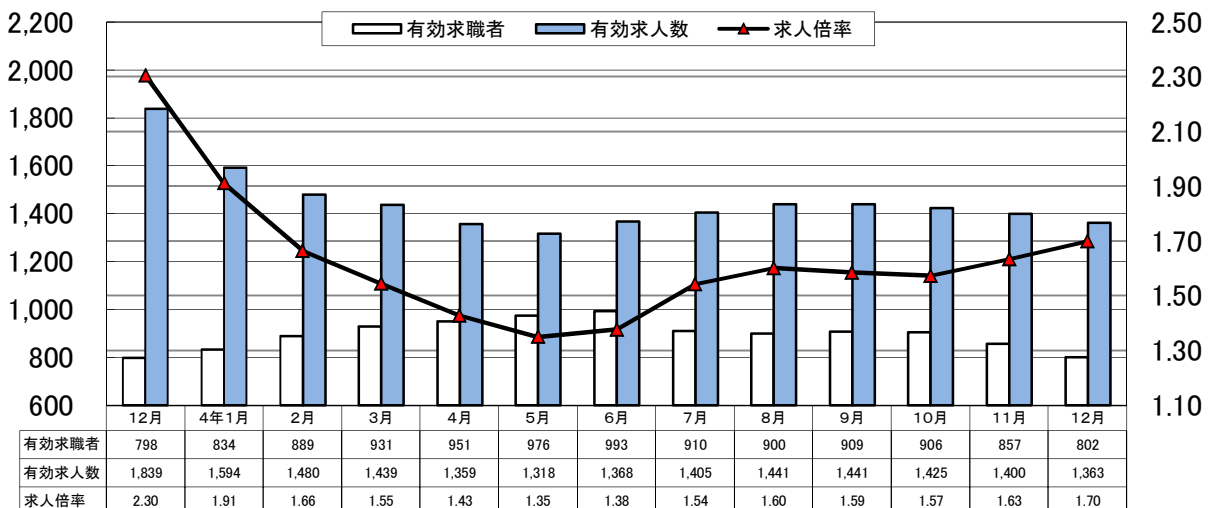
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆12月の有効求人倍率は1.70倍

◆月間有効求人数は1,363人、月間有効求職者数は802人

- ・新規求人数は485人と、前月に比べ2.3%の増加となり、前年同月比では8.0%の減少となりました。
- ・新規求人は主な産業別では前年同月比で医療・福祉が97.3%、卸売・小売業が90.9%、宿泊業・飲食サービス業が25.0%増加した一方で、運輸業が78.6%、生活関連サービス業・娯楽業が76.5%、建設業が47.6%、製造業が43.6%、サービス業が15.6%減少しました。
- ・新規求職申込件数は152人と、前月に比べ12.6%減少し、前年同月比では3.9%増加しました。
- ・このため、12月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,363人に対し、月間有効求職者数802人で、有効求人倍率は、1.70倍となり、先月より0.07ポイント増加しました。



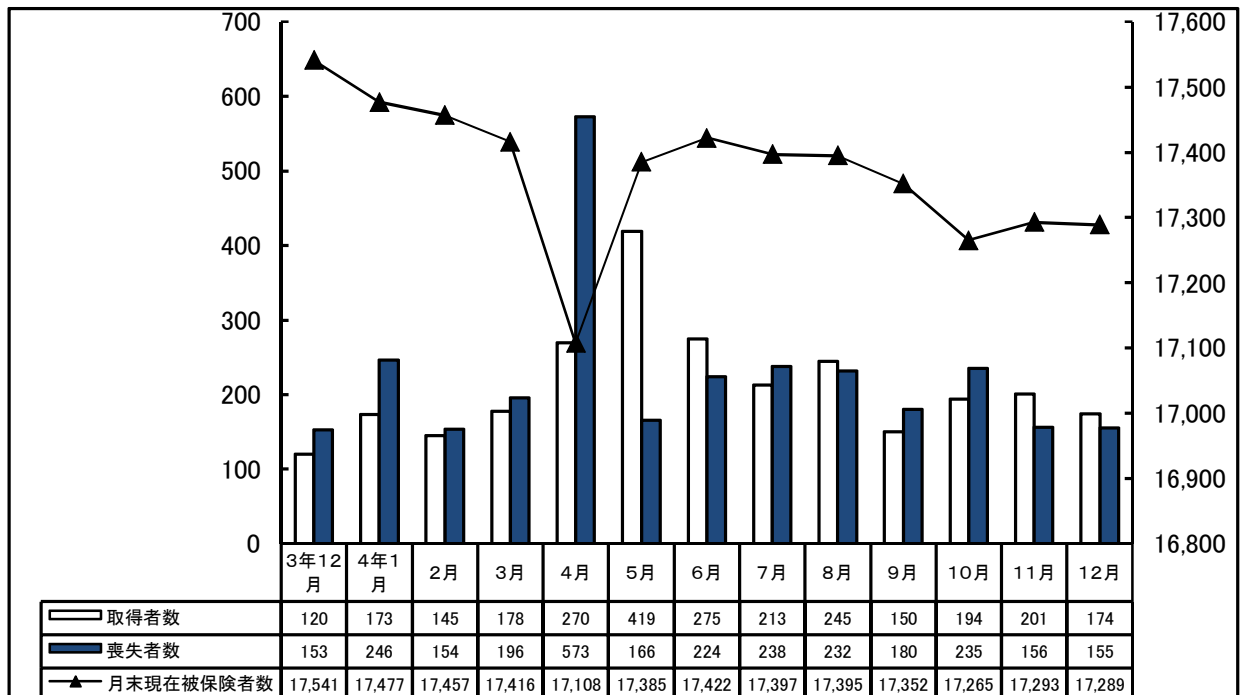


雇用の動き(12月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	152	▲ 12.6	4.1
	うち45歳以上	82	▲ 23.4	▲ 5.7
	有効求職者数	802	▲ 6.4	0.5
	うち45歳以上	498	▲ 8.2	▲ 4.0
求人関係	新規求人数	485	2.3	▲ 8.0
	うち常用	457	▲ 1.3	▲ 7.4
	有効求人数	1,363	▲ 2.6	▲ 25.9
	うち常用	1,284	▲ 2.9	▲ 24.5
紹介関係	紹介件数	156	▲ 18.8	15.6
	うち常用	129	▲ 22.8	4.0
就職関係	就職件数	84	12.0	▲ 4.5
	うち常用	67	▲ 4.3	▲ 9.5

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	174	3.6	45.0
	資格喪失者数	155	▲ 33.6	1.3
	月末現在被保険者数	17,289	0.2	▲ 1.4



新規大学等卒業予定者の取扱いについて

大学等[大学院・大学・短大・高専・専修学校・能力開発施設（高卒2年訓練）]卒業予定者の取扱いは以下のとおりです。

求人・求職の秩序の維持、内定取消の防止など、雇用の安定にご協力をお願いします。

なお、新規大学等卒業予定者に対する求人は、新規高卒・中卒者対象求人とは異なり、職業安定機関への求人申込書の提出は義務付けられておりませんが、当機関で受理された求人は、インターネット等により、全国の学生等に対して求人情報の提供を行っておりますので、求人申込書を提出されることをお勧めいたします。

1 求人申込の手続き

(1) 事業所を管轄するハローワークで、2月1日から求人受付を開始いたします。

なお、ハローワーク仙台管轄（仙台市、名取市、岩沼市、亶理郡）の事業所においては、ハローワーク仙台では受付しておりませんので、仙台新卒応援ハローワークにお申込みください。

(2) 求人はハローワークインターネットサービスにてオンラインによるお申込みが可能です。

また、企業案内、会社経歴書、写真のデータ等ございましたら、求人案内資料として活用させていただきますので、併せてご提出願います。

(3) 求人内容の変更、募集終了の場合は、電話等でご連絡をお願いします。

2 選考開始期日等（予定）

大学等申合せ、及び、採用選考に関する指針に基づき次のとおりとなっております。

	職業安定機関	大学側（申合せ）	企業側（指針）
求人受理	2月1日	自主的判断	—
広報活動開始	—	—	3月1日
求人公開	4月1日	自主的判断	—
学校推薦	—	6月1日	—
学校推薦	—	—	6月1日
就職面接会	6月1日	—	—
採用内定	10月1日	10月1日	10月1日

※大学等から学生の紹介・推薦を受けた場合は、その結果を大学等および本人に必ず通知してください。

宮城県能力開発施設（高卒2年訓練）は、求人受理開始期日は自主的判断、推薦開始期日は6月1日以降です。（令和5年度）

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



<認定マーク>

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和3年3月1日現在（期間5年以内） 中小企業事業1.11%、国民生活事業1.86%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。

